

国税相談専用ダイヤル導入について

もっと便利に相談ができます

現在、国税に関する電話相談については、全国の国税局に設置している電話相談センターで対応しています。この度、国税庁では、11月1日（水）より納税者の利便性の向上を図るため、税務署の代表電話番号を介さず全国一律の電話番号で電話相談センターに直接つながる「国税相談専用ダイヤル」（☎0570-000-5901）を導入します。

利用時間は平日午前8時30分から午後5時までで、各国税局（所）の電話相談センターへ直接入電されます。

なお、税務署にご用の際は、従来どおり税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

11月11日（土）～17日（金）は「税を考える週間」です

考えよう税のこと

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、「これからの社会に向かって」をテーマに、集中的に国税庁HPやSNS等による広報、講演会の実施や関係民間団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施しています。

租税の意義や役割について、あらためて考えてみませんか。

詳しくは、国税庁HPまたは秩父税務署へ

●問合せ 秩父税務署 ☎0494-22-4433(自動音声案内2番)

11月は「いじめ撲滅強調月間」です

一人で悩まず、相談してみませんか？

○埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）☎048-723-1447

【相談内容】 心の健康の相談（平日／土・日・祝日・年末年始を除く 午前9時～午後5時）

○埼玉県 SNS 相談 こころのサポート@埼玉 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/suicide/sns.html>

【相談内容】 こころに関する相談内容を何でも（LINEで心理カウンセラーへ相談）

（日曜日午後9時～翌午前6時・月曜日午後9時～翌午前1時 受付は終了30分前まで）

○こどもの人権110番（さいたま地方法務局）（無料）☎0120-007-110

【相談内容】 こどもの人権（平日／祝日・年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分）

◇こどもの人権SOS-eメール <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

●問合せ 埼玉県県民生活部青少年課 ☎048-830-2907

ペーパーティーチャーセミナーの実施について

あなたの選択肢に教員という選択を

埼玉県教育委員会では、小・中学校等で一緒に働いてくれる方を広く募集しています。教員免許は所有しているが、これまで学校での勤務経験がない方、未来ある子どもたちと一緒に学んでいただける方、まずは説明を聞きに来ませんか。

●開催日時 12月3日（日）午前9時30分～正午ごろ（午前9時受付）

●会場 ウェスタ川越4階 大会議室（川越駅西口から徒歩10分）

※詳細は埼玉県教育局西部教育事務所のホームページもご覧ください。

※申込み、問合せは以下の担当までご連絡ください。【申込〆切11月30日（木）】

●問合せ 西部教育事務所 総務・人事・学事担当 ☎049-242-2802